

役員任期等に係る内規

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下「本協会」という）の役員の再任の上限および年齢の制限について定めることを目的とする。

第2条 定義

- 2.1 この規程において役員とは理事および監事をいう。
- 2.2 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所にするものをいう。
- 2.3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の理事および監事をいう。
- 2.4 任期とは、連続するかどうかに関わらず当協会の該当役務に就いたのべ期間をさす。

第3条 就任時の年齢制限

- 3.1 常勤役員は就任時65歳以下とする。就任時とは、承認を得る総会の開催日を指す。
- 3.2 非常勤役員は就任時70歳以下とする。就任時とは、承認を得る総会の開催日を指す。
- 3.3 就任時とは、重任される場合も含む。任期の上限に達しないものであっても、重任時に本条1項、2項の年齢に達するものは重任できない。

第4条 再任の上限

- 4.1 常勤役員のうち、理事の任期の上限は4期8年以内とする。ただし、これに非常勤役員であった期間は含めない。
- 4.2 理事長、副理事長、専務理事、その他代表権を有する理事は、常勤役員でない場合であっても、任期の上限は4期8年とする。
- 4.3 非常勤役員の任期の上限は3期6年以内とする。
- 4.4 監事の任期の上限は、常勤、非常勤に関わらず、4期8年とする。

第5条 遡求

- 5.1 本内規は2018年9月26日の総会に遡って適応する。

第6条 施行、改定

- 6.1 本内規は、2019年4月15日より施行する。
- 6.2 本内規の改定は、理事会の決議を経て行う。